

令和4年度高知県電気料高騰緊急支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日府地創第127号・消地協第113号・総行政第103号・入管庁支第161号・2文科政第25号・厚生労働省発会0430第2号・2農振第284号・20200428財地第4号・国総政第3号）に基づき、高知県電気料高騰緊急支援給付金（以下「給付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付目的)

第2条 県は、石炭、天然ガス等燃料価格の高騰及びウクライナ情勢の影響を受け、電気料の負担が上昇している高知県内の農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農業協同組合及び卸売市場法（昭和46年法律第35号）に定める地方卸売市場に対し、農業者の農業生産活動及び農産物の円滑な流通に関する事業に係る電気料の高騰対策として、予算の範囲内で給付金を交付する。

(給付事業者及び給付金の額)

第3条 給付事業者は、高知県内の農業協同組合法に定める農業協同組合及び卸売市場法における県の認定を受けた地方卸売市場（公設市場を除く）とする。

2 給付事業者に対する給付金額は、別表第1のとおりとする。

(給付金の交付申請)

第4条 給付事業者は、給付金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による給付金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、令和5年2月3日までに知事に提出しなければならない。

(1) 給付金基準額計算書（別記第2号様式）

(2) 給付対象事業費算定の根拠となる資料

2 給付事業者は、給付金の交付を申請するに当たって、当該給付金に関する消費税仕入控除税額等（給付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該給付金にかかる仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(給付金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による給付金の交付の申請が適当であると認めるときは、給付金の交付の決定をし、当該給付事業者に通知するものとする。ただし、給付事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(交付決定の取消し)

第6条 知事は、給付事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(給付の条件)

第7条 給付事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 給付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての

証拠書類を給付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。

- (2) 給付事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 給付事業者においては、県税の全税目で滞納がないこと。ただし、県税の納税義務がない場合は、申立書（参考様式1）を提出すること。
- (4) 給付事業者においては、県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。この場合において、税外未収金債務の滞納がない旨を証する誓約書兼同意書（参考様式2）を提出すること。

（給付金の額の確定）

第8条 給付金の額の確定は、第5条の交付決定の通知をもって、額の確定があったものとみなす。
2 給付事業者は、前項の通知を受けたときは、速やかに給付金交付請求書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う給付金の返還）

第9条 第4条第2項ただし書の規定により給付金の交付を申請した場合において、その後、消費税及び地方消費税の申告により当該給付金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した給付事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第4号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（調査等）

第10条 知事は、給付事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、給付事業者に対し、書類の提出又は報告を求め、必要な調査等を行うことができる。

（給付金の交付の決定の取消し及び変更）

第11条 知事は、第5条の規定により給付金の交付の決定を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する場合には給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 別表第2に掲げるいずれかに該当したとき。
 - (2) この要綱に規定する申請書及び関係書類の記載内容に虚偽又は不正等があることが明らかになったとき。
 - (3) 正当な理由なく、前条に規定する調査等を拒んだため、給付金の適正な給付に関し必要な確認をすることができなくなったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、給付金の交付等に関し、知事の指示に従わなかったとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、理由を伏して通知するものとする。

（給付金の返還）

第12条 知事は、前条第1項の規定に基づき給付金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて当該給付金を返還させるものとする。

（加算金及び延滞金）

第13条 給付事業者は、第11条第1項の規定に基づく給付金の交付の決定の取消しに係る給付金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）

につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、給付事業者の納付した金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられたものとする。
- 3 給付事業者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた給付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付額を控除した額によるものとする。
- 5 第 1 項又は第 3 項の規定による加算金又は延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(情報の開示)

第 14 条 給付事業又は給付事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 5 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された給付金について、第 6 条及び第 9 条から第 14 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

給付金額

農産物の流通に係る施設における電気料の平均増加率を令和3年10月から令和4年3月までの各月の電気料に乗じた額と、令和3年10月から令和4年3月までの各月の電気料との差額の2分の1以内を給付する。

※平均増加率：令和3年4月から同年8月までと令和4年4月から同年8月までの各月の農産物の流通等にかかる施設における電気料の差額の平均（127%）

別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 11 県税の滞納があるとき。